

八代市過疎地域持続的発展計画の策定について

- 「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で期限を迎えたことから、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定（令和3年4月施行）。
- 平成28年3月に策定した「八代市過疎地域自立促進計画」の計画期間が、法の期限に伴い令和2年度をもって終了となったことから、新たな過疎法に基づく「八代市過疎地域持続的発展計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）」を策定し、過疎地域における持続可能な地域社会の形成と、地域活性化等の取組を積極的に推進していくこととする。

1. 対象地域と計画内容

- ①本市はいわゆる「一部過疎」として指定されており、その対象地域は、旧坂本村・旧東陽村・旧泉村の3つの地域
- ②市町村計画については、県が定める「過疎地域持続的発展方針」に基づき策定することとされており、
 - ・移住、定住や地域間交流の促進並びに人材育成に関する事項
 - ・産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - ・過疎地域の情報化に関する事項
 - ・交通施設の整備や交通手段の確保に関する事項
 - ・生活環境の整備に関する事項
 など定める。



2. 計画の構成

- ①基本的な事項（本市の概況や計画の基本方針、基本目標など）
- ②過疎法で実施すべき施策として位置付けられている11の事項（移住・定住・地域間交流の促進、人材育成／産業の振興／地域における情報化／交通施設の整備、交通手段の確保／生活環境の整備／子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進／医療の確保／教育の振興／集落の整備／地域文化の振興等／再生可能エネルギーの利用の推進）
- ③その他地域の持続的発展に関し必要な事項（公用・公共施設の整備）

3. 計画策定の考え方

- ①計画に定める各事項について、

- ・現況と問題点
- ・その対策
- ・事業計画（令和3年度～令和7年度）
- ・公共施設等総合管理計画等との整合



について記載することとされており、地域の特性等に応じた施策の基本的方向性と、そのためのハード・ソフト両面からの事業等を記載する。

- ②過疎対策事業債を財源とする事業や、国庫補助の優遇措置等を適用する事業の掲載は必須となっており、その他、過疎法の目的に合致すると思われる事業は幅広く掲載する。

4. 策定スケジュール

- 令和3年6月：市町村計画の原案作成
 7月：県との事前協議
 8月：政策会議、パブリックコメント
 9月：県との正式協議、市町村計画（案）の決定、
 9月議会での議決

※辺地総合整備計画についても同時並行で進めていくこととする。